

第百二十九回国 参議院内閣委員会 會議録 第二十二号

平成六年三月二十九日(火曜日)  
午前十時三十分開会

委員の異動

二月二十二日

補欠選任

青木 薪次君

二月二十三日

補欠選任

青木 薪次君

三月二十八日

補欠選任

三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長 岡部 三郎君  
理事 板垣 正君  
合馬 敬君  
峰崎 直樹君  
寺澤 芳男君

委員

井上 孝君  
木宮 和彦君  
村上 正邦君  
守住 有信君  
上野 雄文君  
瀬谷 英行君  
吉田 達男君  
田村 秀昭君  
中村 鋭一君  
吉田 之久君  
大久保直彦君  
聴濤 弘君

国務大臣

政府委員

国務大臣 (内閣官房長官) 武村 正義君  
国務大臣 (総務庁長官) 石田幸四郎君

内閣官房内閣外  
政審議室長  
兼内閣総理大臣  
官房外政審議室  
長

内閣総理大臣官  
房審議官

総務庁長官官房  
長

総務庁恩給局長  
防衛庁長官官房  
長

事務局側  
常任委員会専門  
員

説明員  
厚生省社会・援  
護局業務第二課  
長

並木 進君  
菅野 清君

今日の会議に付した案件

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡部三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。昨二十八日、三重野栄子君が委員を辞任され、その補欠として渡辺四郎君が選任されました。

○委員長(岡部三郎君) 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。石田総務庁長官。

○国務大臣(石田幸四郎君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成五年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額を、平成六年四月分から一・八三%引き上げようとするものであります。

第二点は、寡婦加算及び遺族加算の年額の増額であります。

普通扶助料に係る寡婦加算については、公的年金における寡婦加算の年額との均衡を考慮して、その年額を、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては平成六年四月分から二十五万一千三百百円に、同年十月分から二十六万一千八百円に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては平成六年四月分から十四万三千六百円に、同年十月分から十四万九千六百円に引き上げようとするものであります。

また、公務関係扶助料に係る遺族加算については、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るため、その年額を、平成六年四月分から十二万三千九百円に、同年十月分から十二万九千九百円に、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算については、その年額を、平成六年四月分から七万七千五百円に、同年十月分から八万三千五百五十円に、それ

ぞれ引き上げようとするものであります。このほか、傷病恩給等に係る扶養加給の年額の増額等所要の改正を行うこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。○板垣正君 官房長官に冒頭申し上げます。過般の石川県知事選挙に際しまして、防衛庁長官が公務の名において現地に赴かれたました。また、後は政務に切りかえたという極めて不明朗な、特に自衛隊を総括する立場にある防衛庁長官の行動としては極めて不適切であり、遺憾であります。官房長官からもこういうようなことについて十分な注意をお願いしたい。このことについての長官の御見解を承ります。

○国務大臣(武村正義君) 防衛庁長官は、大変厳しい環境の中で任務に励んでいる隊員を激励するため、就任以来可能な限り一線部隊を視察していると聞いております。今回も、国会やあるいは防大の卒業式など他の行事との日程を調整の上、視察日程を組まれたようであります。

防衛庁長官は、政務と公務のけじめについては十分認識の上、行動をとられておられると聞いておりまして、特に問題はないと考えております。

○板垣正君 ただいまの御認識に対しては極めて不満であります。ただ、この問題についてはまた改めて申し上げます。

そこで、まず恩給法の問題でございます。総務庁長官に申し上げます。

――

この恩給の改善、特に関係者の戦没者遺族等を中心とする高齢化、こういう状態の中で、前の委員会におきまして私からも総務庁長官に対して、恩給が国家補償の基本理念を踏まえて従来改善措置がとられてきた、これをぜひ踏襲され、関係者が納得できる姿において改善措置をとられるように切に要望申し上げた次第であります。

それを受けとめていただきまして、ただいま御説明のありました平成六年度改善措置において従来の方途を重視され、実質的に公務員給与に準ずる、そういう方途で改善措置が図られたこと。特に、厚生年金の見直しに関連をして寡婦加算の改善に伴う遺族加算につきましても、十月からその改善措置をとるという面におきましても特に配慮をされた。この点については、関係遺族等も衷心から感謝いたしておるところであります。

この措置につきまして、今後ともこの基本方針、国家補償の理念に立ち、かつ関係者の立場に十分配慮をされて今後の改善措置を進められるように期待をいたす次第であります、この点についての御見解を承ります。

○国務大臣(石田幸四郎君) 板垣先生におきましては、この恩給問題について格段の御見識をちょうだいいたしておるわけで、心から敬意を表しておるところでございます。

平成六年度の恩給改善に当たりましては、これまでと同様、今までの政府の基本的な姿勢と同じ姿勢に立っているところと進められたところがございますが、特に恩給が国家補償の性格を有するものであるというその特殊性に十分配慮いたしまして、恩給年額の実質的な価値、この維持を図らなければならぬ、こういう基本的方針で今日も対処しているところでございます。今後ともこういった方針に基づきまして恩給受給者の処遇の改善に努力をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

長い間の経緯がございますので、やはり二百万弱の方々という大変大勢の方々の恩給受給者、そういう状況がございますので大きな課題である、

このように心得ておる次第でございます。今後とも、ただいま御指摘がございました点を十分踏まえまして努力いたしたいと存じます。

○板垣正君 今後格段の御尽力をお願い申し上げます。

次に、きょうは台湾の元日本軍人軍属の未払い給与、軍事郵便貯金等のいわゆる確定債務の支払い問題について官房長官にお伺いをいたしてまいります。

まず、この問題についての政府の基本認識について何点か確認をさせていただきます。

その第一は、この台湾住民に対するいわゆる確定債務については、我が国の国内法の法条からも支払いルールを有しているものであつて、政府としても債務の履行をしなければならない、こういう立場にある。この第一点について確認をいたします。

○政府委員(谷野作太郎君) 私の方からお答えさせていただきます。

板垣先生がただいままさに仰せのとおり、確定債務と申しますのは日本政府として台湾当局に負っている債務と申すこととでございます。具体的には申し上げれば台湾出身の旧軍人あるいは軍属の方々への未払い給与、それから郵便貯金等、具体的に申し上げますれば軍事郵便貯金、それから台湾記号外地郵便貯金というのもございます。簡易保険あるいは郵便年金というのもございます。それらを私どもは念頭に置いておるわけでございます。

○板垣正君 第二点、支払いに当たって当時の貨幣価値のままではなく何らかの上乗せをして支払いに充てる。この点について、政府の基本認識を確認いたします。

○政府委員(谷野作太郎君) その点も板垣先生の御指摘のとおりでございます。当時の金額で返済し得れば事は非常に簡単ではありますけれども、前内閣におきましても当時の官澤総理からも予算委員会でも明確にお答えになりましたように、今日既に五十年近くを経っておりますので、法定利

息に加えて何らかの上乗せの措置を政府として講じなければこの問題は解決しないであろうという基本的な認識は、板垣先生と同一でございます。

○板垣正君 第三点として、日台間の他の請求権問題とは切り離してこの確定債務問題は早期解決を図る。このことについて確認を求めます。

○政府委員(谷野作太郎君) お答えいたします。特に、この確定債務と申しますのは、債権を負っている方々の高齢化も年を追って進んでおるわけでございます。そういう意味におきましては、この問題とは切り離してこの問題は、何分政府が支払うべきものとして債務を明確に負っておるわけでございますから、債権者の高齢化ということも念頭に置きながら何とか早い機会に早急に解決をすべきものと思っております。

○板垣正君 第四点として、いわゆる国家賠償といいますが戦後補償の問題については、国家間の戦後処理問題、補償問題は既にすべて決着済みである。ただ、今言った台湾の確定債務問題、それとまた外交のない北朝鮮の問題、この二つが国家としてなお残された問題である。この点についての確認。

○政府委員(谷野作太郎君) そのとおりでございます。台湾につきましては、板垣先生も御存じのとおりでございますけれども、この種のことも含めまして韓国との間で行いましたようないわば請求権の問題として決着しようとして努力いたした経緯がございますけれども、そうする間に承認関係が台湾の方から大陸の方に七二年に移りましたこととございまして、その後この問題は未処理のままに終わっておりますわけでございます。

○板垣正君 官房長官、今のような確認点に立つならば、細川内閣の姿勢としてはいわゆる日本の侵略戦争発言等もあり、こうした発言に伴うものは、いわゆる補償を求め、現にこうした動きがいろいろ取り上げられ、あるいは政府においても何らかの方途で解決を図るというふうな検討もされているやに伺っておりますが、それらの問題

とはおのずから別個といえますが、国としての支払い義務も有しておる、そして早期に決着しなければならぬ。ほかの問題に波及するとかいう問題ではなくして、極めて特異な申しますか、早期決着を図らなければならない極めて重い問題であるというふうなこの確定債務の問題について御認識いただいているかどうか、官房長官にお願いいたします。

○国務大臣(武村正義君) 御指摘をいただきましたように、日台間の請求権問題につきましては、サンフランシスコ平和条約第四条(a)、それから日華平和条約第三条において特別の取り決めに締結して、請求権問題として韓国と同じように処理をしようという考えで進めていたところでございますが、日中国交正常化の結果、こうした処理ができなくなったというところであります。

御指摘のように政府は、我が国の国内法上、これらの確定債務の支払い義務を有しているというふうな考えをしておりますし、何らかの形で債務の履行をしなければならない立場にあるというふうな考えをしております。

日台間に外交関係がないことから来ておりますいろいろな障害もございまして、現在、関係各省庁連絡会議を設けてどういう対策、対処が最も適切であり可能であるかについて検討を進めておりました。できる限り早い時期に基本的な考え方を取りまとめた上で対応していかねばならないというふうな認識をしております。

○板垣正君 昨年六月に当時の官澤首相が予算委員会の答弁で、年内に何とか解決をしたい、またいわゆる上乗せで払うべきであろう、こういう見解を述べられ、また細川政権もこれを受け継がれて昨年、年内には具体的な決着を図ろう、方向を出そう、こういうところまで関係省庁、外務省、防衛省等を中心に検討され、官房長官も積極的にそうした指示もされておられた、これも聞いておりますが、今なおこの問題について今御答弁のように検討段階にある。この一番の難点というものはなぜ進まないのか、その点はどのようなふうにお考

○政府委員(谷野作太郎君) 昨年の予算委員会では政府の方から御答弁申し上げました趣旨は、少なくともこの問題は早期に決着しなければならぬという背景のもとに、せめて日本側内部におきまして日本側だけでも考え方の解決の筋道を立てようという、一つの考え方をまとめようということでございます。そして、それ自体、まことに申しわけないこととでございますが、その後必ずしも関係省庁の間の考え方の集約を得ておりません。

したが、まして、日本側の内部の考え方もまだ  
まとまっていない段階でございますが、それは引  
き続き、官房長官も御答弁申し上げましたよう  
に、いましばらく時間をかしていただきまして早  
急にまとめる方向で努力いたしたいと思ひます。

ただあえて申し上げますれば、それが第一段階でございまして、他方、これは板垣先生も台湾の方にお越しになりました先方の当事者にもお話を伺われたことは報告を受けておりますけれども、先方の当事者方の御要求の水準というのは、いろいろな数字、四千倍という数字あるいは七千倍という数字も聞かえてまいりますが、しっかりとすれば私どもが考え得るレベルと台湾側の当事者の方々の御要求のレベルと大変な開きがあるというところで、その問題をめぐってやはり大変困難な問題だなと、これをどういうふうに解決の道筋をつけていくかということを今私どもは苦慮いたしております。

いづれにいたしましたが、超党派で台湾にお越しいただきまして先方の関係者の方々と長時間お話し合いをいただいたわけでございますから、諸先生のお話も十分伺いまして何とか解決の方向を見つめるべく努力したいと思えます。よろしくお願いいたします。

○板垣正君 この問題は、今お話のありましたとおりに当局としても精いっぱい誠意は示したい、いわゆる沖縄方式等に基づいても検討された、しかしこれではせいぜい十倍か二十倍の上乗せしかできない、これでは到底現地の強い要望を

そこで実は、今お話にもありましたけれども、私ども衆参超党派で構成をしております台湾戦後処理議員懇の立場におきまして、つい先日台湾を訪問し、台湾側の立法院、台湾側のこの問題についての超党派議員の方々と相互協議をした経過があるわけであります。このことについて経過を若干御報告し、そして政府の積極的な対応をお願いしたいというのが最後の要望になるわけでございます。

この台湾戦後処理議員懇、これは長い歴史があります。これがスタートをいたしましたのは昭和五十二年の六月であります。当時は台湾人元日本兵士の補償問題を考える議員懇談会、山中貞則先生が会長になり、超党派でスタートした。

この契機は、昭和四十九年にモロタイ島で発見された旧日本兵中村輝夫さん、この方が四十九年に確認をされ救出された。それに対して、当時日本政府が法に基づいて復員手当として差し上げられたのはわずか数万円にすぎないという形で、これは当然現地側からも、また日本国内、民間の中からもこの補償問題を考えるべきである、あるいはこれが関係者から訴訟に訴えられる、こういう流れの中でこの五十二年の超党派の議員懇ができて、議員の立場で政治の場でこの問題を解決しなければということからスタートしたわけであります。

この議員懇がいわゆる特定弔慰金として台湾で戦没された約三万の方々に對する特定弔慰金を差し上げるところまで議員立法にこぎつけ、これが実現を見るに至りますには約十年の歳月を要したわけであります。昭和六十二年の九月に台湾の戦没者の方々に特定弔慰金を差し上げる法案が成立を見た。當時は台湾戦没者問題議員懇と改まっておりますけれども、この間山中貞則、稻村佐近四郎、有馬元治、永末英一、こうした方々がこの議員懇の会長として、また議員懇の超党派の議員連盟として政治家の立場でまことに真剣に取り組

この問題については、もとより二百万円という金額をめぐるは現地側でも不満もあり、また最良高裁の判決まで持ち込まれる、こういうような経緯はありましたけれども、やはり当時日本国としても精いっぱい誠意を示したものと向こう側でも受けとめていただき、平成三年には永末英一会長初め私どもも現地に参り、現地当局、紅十字会との合意によつてこの問題が円満に解決できたことを代表して謝意を表した。

また平成四年には、台湾側の紅十字会の徐会長が答札の意味を込めて日本にお見えになりました。関係当局、また私ども議員連盟、議員懇談会に対して、この問題の解決について丁重な謝意を表される、こういう場面があったわけでありま

そして、当時から残された未払い給与の問題、軍事郵便貯金等の問題も、これも早期に何とか解決しなければならぬということではまいりましたが、先ほど来お話しのとおりいろいろな困難があり進展を見ない。そういうことで、昨年の十二月二日に、今申し上げました超党派議員懇が改め、戦後処理議員懇と名称を変え、井上計議員を会

長代行をお願いして、超党派議員懇としてこの問題に取り組むことになった経緯でございます。

そして、台湾側においてもいろいろな関係団体があり、また直接我々に要望が来る。日本国政府にいろいろな要望も来る。これではなかなか進まない。台湾側においてもこの問題についての超党派の議員懇をひとつつくりたいだけで、これは全権を委任されるわけではありませんけれども、政治の立場において両方が、言うなれば調整の窓口になってとことん話し合い、かつ合理的な合意点に早期に見出そうではないか。実はこうした趣旨

いろいろな経緯がありますけれども、この二十三日の日に両方の議員懇が、教時間をかけましてこの問題について極めて熱心な、そしてまた真摯な討議を行った次第であります。討議と申しましても、台湾側の出席議員十二名の発言がございましたけれども、十二名の立法院議員からそれぞれ台湾側の立場、要望について極めて切実なる訴えが行われたわけでございます。

私も、何を聞いてもまずそうした方々のお話を十分承り、台湾側の御意向というようなものも十分承った上で今後の協議をスタートさせなければならぬ、こういうことで拝聴をいたした次第であります。関係者の気持ちとして、とにかく台湾人の気持ちを酌んでもらいたい。また、台湾人の尊厳、中華民国国民として、台湾人として、かつて日本国民であった、こういう我々の歴史というものを、これを直視し、そしてまた我々の立場というものを尊重してもらいたい。また、相互信頼のもとにこの問題は進まなければならぬ。両方の政治家同士がこうして話し合いの場を持ったことは極めて台湾側としても感謝をする。

いう意向も述べられた次第であります。この確定債務の問題についてはもとより、いわゆる軍票の問題とかマルク債の問題あるいはいわゆる慰安婦の問題、その他もろもろの問題が噴出をするという経緯もあつたわけであります。

そして、終局的にこれらの、なお各党派からこの団には参加をいただいた次第でありますのでお名前を申し上げておきますが、団長が民社党の井上計議員、無所属でありますが椎名素夫参議院議員、社会党を代表されて田口健二衆議院議員懇談会の副会長であります。新党さきがけを代表

されて井出正一衆議院議員、これも議員懇の副会長であります。自民党から守任有信議員。新生党江崎鐵磨議員。公明党赤羽一嘉議員。以上、我方からは八名の衆参議員が超党派の立場で出席をいたしましたわけでありまして。

最終的に五項目について両方の合意を得た、これが今回私どもが訪れ、熱心な対話をいたしました一つの集約でありますので、御報告申し上げたいと思っております。

一 日本側懇談会と台湾側委員会は、和やかな雰囲気の下で、真剣に問題を討議し、双方の立場と問題を理解した。

二 双方は、人道精神に基づいて、政治的手段により、この問題に取り組むというコンセンサスを得るに至った。

三 双方は、この問題の協議を継続的に続けて解決の方途を見つけようという点で意見が一致した。

四 双方が協議するのは、確定債務についての五項目（未払い給与、軍事郵便貯金、台湾記号外地郵便貯金、簡易保険、郵便年金）のみとする。

五 上記以外の問題については、日本側は日本に持ちかえて日本政府に伝達する。

以上五項目でございますが、特に二項目におきまして、「人道精神に基づいて」、これは行政的立場だけではなかなか難しい、政治的な決着を図る、政治的に決断をして解決をする、こういう点についてコンセンサスを得たということであります。

さらに、問題は確定債務に限定をする。つまり、軍事郵便貯金と郵政省関係の四項目。きょうは厚生省、郵政省からも見えておられますね。よく聞いておいてください。この郵政関係、それから未払い給与、厚生省関係、この計五項目に絞って、この問題について政治的に決着を図る、こういう点について合意を得たということでございます。なお、その懇談の前に台湾側の要請もあり、関

係団体の方々の陳情を直接私どもも何う機会がありましたけれども、我々の到着前後には数千名のデモが組織され、交流協会やあるいは台湾側の立法院に連日デモが押しかける。この問題について極めて強い関心、そしてまた多数にわたる要望、こういうものがみなぎっているわけでありまして。そういう中でそれをバックにし、言いたければ言った。

しかし、最終的には、では、この五項目に絞って日本側の誠意を示してもらいたい、こういう方向に集約されたという点において、私どもの議員懇の第一回の会合としてそれなりの成果であったと自負をいたしましたわけでありまして。

しかし、台湾側の確定債務についての要請となりますと、約七千倍の補償をすべきである。例えば給与を比べてみても、当時の最低の給料と今日の自衛隊の最低の給料、約七千数百倍の開きがある、こういうふうなことを根拠にされ、ぜひそれだけの補償をすべきであるというふうな要求を次々と提起された、こういう次第であります。

今回我々は、なおそこまでの具体的な数字について討議をする段階まではあえて入らない立場を貫いたわけでございます。確定債務については五項目に限定をし、今後さらに協議をしていく、こういうことで集約をいたしましたわけでございます。

なおその点、井上団長からも、そうした要望についてはまるで太平洋を隔てるようなそういう要望では到底これは我が方としても論議を進めることは極めて困難である。いろいろな原則論は原則論として現実的立場に立って実現可能なそういう立場で今後この問題については両方の合意点を見出していききたい。こういうことで我が方の井上団長も集約をされ、またさつき申し上げました上記以外の問題については、昨日その状況について官房長官の方に既に井上団長から御報告申し上げたわけでございます。お伝えした次第であります。長くなりましてけれども、そういう経過を踏まえてまず第一点、官房長官、議員懇のこの経過に

ついての率直な御所見を第一点において承りました。

第二点において、今後政府としてどういう基本姿勢でこの問題に対処していかれるか。台湾側の関係者、立法院からも、日本の国会議員が超党派でこの問題に取り組んでいただくことは極めて力強いことであるけれども、何といっても日本国政府がこの問題について積極的に取り組んでいただかなければならない、この声も非常に強かったわけでありまして。

その点について、御決意も込めて承りたい。

○国務大臣(武村正義君) 今板垣先生から御報告がございましたように、過般超党派で先生方が台湾に足を運んでいただいて、大変真剣に台湾の立法院のメンバーと意見交換をしていただきました。数時間に及ぶ熱心な議論を踏まえて、今報告がありましたような五項目の合意事項までまとめお帰りをいただいたというふうに御報告を受けました。

まずは、先生方のこの真摯な御努力に対して、心から政府としても敬意を表する次第でございます。政府と政府の公式の関係のない国でございまして、政府と政府の公式の関係のない国でございまして、そういう意味では本当に実質先生方が外交的な仕事を果たしていただけたというふうにも認識をするぐらいでございます。強く感謝も申し上げるものでもございます。

議員同士ではあります、一つの話し合いの、枠をお決めをいただいたし、またさまざまな要求のある中で、五項目に対象を絞ろうということに台湾側の立法院メンバーも合意をしていただいたようでございます。これだけでも一つの大きな成果だと思っております。ぜひ、この延長線上でさらにこうした議員ベースの話し合いを引き続きお続けいただくことを期待したいと存じます。

同時に、私どもは今おっしゃいましたように、政府みずからの仕事としてこの問題について一層真剣に取り組んでいきたいと思っております。各省庁の連絡会議を設けておりますが、既に宮澤前総理の発言からすれば一年ずれておるわけござ

います。台湾側の関係者の高齢化の問題も考えますと、ずるずるこれ以上先延ばしをしていい問題とは思いません。こういう時期に集中的に政府としても努力を重ねまして、ぜひ早急に成果が上がりますように最善を尽くしたいというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○板垣正君 御決意のほどを承りましたが、いずれにいたしましても、特定弔慰金の場合も二百万円という額に最終的に政府も踏み切る、これは当時の状況からいえば違った決断であったわけでありまして。したがって、従来の沖繩方式等々真剣な議論、検討も行われてきておりますけれども、やはり政府としては相当思い切った決断をしていただかなければならない。

この事柄は先ほど来確認されたこととの問題でありますから、ほかのこととはまさに切り離された、この問題について台湾側の認識、我々日本を本心に信頼し今日まで来ておる、その気持ちを、ぜひ恨みの気持ちを子々孫々に残さないでほしいと、こういう切なる訴えであります。問題はもちろんな日本国家としての正義、道義、これを示し得るかどうか、誠意を示し得るかどうか、誠意と受けとめられるかどうか。これは、ある意味ではお金にかえられない子々孫々に至る問題、民族のまさに名譽のかかった問題。こういうことでは、従来の検討も検討経過としながら、思い切った発想の転換を図り、この問題に対する決断を示すという心組みをぜひお願いしたい。私ども超党派の議員懇といたしましても、言うなればスタートにいた、こういうことでございまして、幸い超党派、各党会派はもちろん、もとより一致をして大変な熱意でこの問題の解決を図ろうと、こういうことであります。

来々が終戦五十年、こういうことでありますから、今長官からもなるべく早くという御答弁でございます。私どもは、ぜひ来年の予算では、つまりこの問題についてはこの年内に具体的な方向づけはきちっとし、必要なら我々議員立法も踏って

解決すべきだ。来年度予算において、終戦五十年の来年は、この問題が台湾の方々に現実にお返しができる、このくらいのことでは進まなければならない、またこの期を逸してはならない、こう考えますが、重ねて長官の御見解を承ります。

○国務大臣(武村正義) 御趣旨のとおりでございます。

全く同じ気持ちで、既に昨年の政府の目標からすれば一年延びたという認識を持っておりますので、そうした目標で全力を尽くしていきたいと思っております。

○板垣正君 最後に、日本と台湾の関係の問題について、長官の御見解を承りたいと思うのでございます。

実は、私どもの派遣団が台湾の李総統に対する表敬を行ったわけであります。李登輝総統御自身、兄弟がフィリピンでの戦争で戦死をしておられる、そういうお立場もあり、また京都大学の御出身でありますから、日本語も流暢にお話になる。そういうことで、私どもも受け入れられ、表敬に当たりましては、極めて率直な、また極めて真摯な話があったわけであります。

この確定債務の問題についても、この経緯等についても十分御承知でもあり、また今回議員懇が超党派で台湾側をこうした目的で訪問したということについても大変感謝をしておる、そしてぜひこの問題を解決してもらいたい、こうしたことを述べられ、さらに皆さん方がお聞きのとおり、台湾側の立法院の方々からいろいろ率直な見解が数時間にわたって述べられた。これは、今までのこの問題の解決に対する熱意、そのあらわれである。と同時に、一番その根っこにあるのは、台湾に対する日本国政府の態度というか、扱いというのか、端的に言うなら、日本国政府は台湾という存在を無視しているのではないのか。

既に、台湾の立場は御承知のとおり、経済的にもあるいは政治制度においても、まさに自由主義経済体制のもとで隆々たる繁栄を遂げつつある。国交のある国は二十九カ国にすぎませんけれど

も、実質的には百カ国を超える国々と貿易等の関係を結び、またいろいろな折衝の場を持ち、恐らくG7のはかの国々においてはもう大臣クラスの方々が当然のように台湾を訪問される、あるいは李登輝総統が各地を訪問される場合、まさに一国の総統としての敬意を持って遇される。

こうした経緯を考えますと、台湾側の方々にとってはむしろ極めて日本に対する親近感が強いわけであります。そしてまた、日本に対する期待も大きい。にもかかわらず、日本政府は余りに冷たいのではないのか。現在の大陸を支配しております中国に対する気兼ねと申しますか、これは日中友好条約は踏まえながらも、経済的な立場は極めて濃密なものがあつて、またアジアの安定、平和のために、この日台関係というものは極めて重視すべきものである。

そこで官房長官、これは政府の御見解としてなかなか難しい微妙な点はあろうかと思ひますけれども、もう少し日本も自主的な立場において、台湾の方々と、台湾というこの従来の歴史的経緯もあり、また現在も切り離しがたい経済、文化等々にわたる関係、これを踏まえれば、もう少し台湾の立場を尊重する、こうした基本姿勢というものについて検討し、踏み切っていた方がいいのではないのか。この点につきましても政府の見解を承りたい。

○国務大臣(武村正義) 我が国としても、近年特に台湾の著しい経済発展に注目をしていいるところでございますし、また中国と台湾の交流がだんだん活発化してきていることも歓迎をしているところでございます。また、九一年の十一月には、APERCの閣僚会議へ台湾が中国や香港とともに参加をしたということに象徴されますように、台湾はアジア、太平洋地域全体の繁栄にとって重要な要素になってきていると認識をしております。今後の台湾との関係につきましても、こういう認識に基づきまして、可能な範囲で努力をしていかなければいけないというふうに思ひますし、また現実にもさまざまな形で交流が進展

をしてきているというふうに考えております。

ただ、日台関係は、お話にもございましたように、一九七二年の日中共同声明に基づいて、非政府間の関係として維持され、発展してきたものでございまして、この基本的な枠組みを遵守することが安定的な日台関係を今後とも維持する上では不可欠であると考えざるを得ません。この点は台湾側も理解をいただいているところでござい

ます。

また、日台間のさまざまなレベルでの人の交流につきましても、このような基本的枠組みに背馳しない形で、必要に応じてケース・バイ・ケースで判断をされるべきものだというふうに考えております。

○板垣正君 ただいまの御見解は承りましたけれども、具体的な案として台湾側との交流に積極的なび今後取り組んでいただきたい。

また、きょう中心の問題になりました確定債務の問題、これもまさに国家の名誉にかかわる問題、私どももさらに台湾側との協議、調整、その努力はもちろん最善を尽くさなければならぬ、こういう立場でございますが、さらなる政府当局の一層の御努力を重ねてお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○藤澤弘君 恩給法の審査に当たって、私は恩給を受けられない方々、恩給資格者にも注意を向けなければならぬ、そういうふうな考えております。これらの方々も恩給受給者と同様、老齢化が進み、そして措置がなければおくれるほど、国としてこれらの方々に申しわけないことになったというところにならざるを得なくなってくる、そういう状況にあると思ひます。そういう立場から、私は第一に平和祈念事業について質問をいたします。

質問のポイントは、この事業の多くの部分を占めている恩給資格者などに対するいわゆる慰籍事業それから贈呈事業、これをもうと速められないのかという問題であります。

私が調べた限り、ことしの二月現在、これらの恩給資格者への贈呈事業の申請件数三十二万件、三十二万人の方がおられる。このうち書状、銀杯、慰労品のいわゆる三点セット、これを既に受け取られた方あるいは受け取るようになっておられる方は九万人です。ですから二十三万人の方がまだそれを受けられないという状況であります。そして、ことしのこの事業に対する予算はどのくらいかといいますと、十八億円で、仮にこのペースでだんだん進んでまいりますと、この三十二万件、これを処理するのにあと五年、六年という時間がかかる。しかもこの対象者たちの平均年齢は七十三歳から七十四歳、こういう状況になっております。ですから、このテンポを速めなければならぬ。

来年は、先ほどもありましたが、終戦五十周年というときであります。この事業を速めるために国の補助金、これをふやすことができないのか。それから、平和祈念特別基金に国が毎年拠出している額が五十億円ですが、その一部を直接その事業に出すということができないのか。五十億円を積んで利子が生まれてからそれから事業へというんじやなくて、五十億円の一部を直接それに回すというような措置をとってテンポを速めることができないのかということであります。この点について御質問いたします。

○政府委員(石倉寛治) 補助金の増額あるいは基金の取り崩しについての御指摘が中心でございます。これらの方々も恩給受給者と同様、老齢化が進み、そして措置がなければおくれるほど、国としてこれらの方々に申しわけないことになったというところにならざるを得なくなってくる、そういう状況にあると思ひます。そういう立場から、私は第一に平和祈念事業について質問をいたします。

質問のポイントは、この事業の多くの部分を占めている恩給資格者などに対するいわゆる慰籍事業それから贈呈事業、これをもうと速められないのかという問題であります。

ですから、私はこのテンポを速める措置を何とかとるべきじゃないかというのを言っているわけですが、その点、今説明がございましたが、そういう観点から何らかの措置をとっていくという積極策があつていいのではないかと、私は申し上げておきたいと思ひます。要請しておきたいと思ひます。

私はきょうの質問は十分なので、次の問題に移らせていただきます。

これは山西省残留部隊問題です。

実を言いますと、昨年のちようどきよう、三月二十九日、私はこの問題を取り上げました。この委員会でも質問をいたしました。かなり大きな反響がございました。何通もの手紙それから電話をその後私は受けました。それによつてこういう問題が本当にまだ未解決なんだなということをつくづくと感じた次第であります。

問題は、戦争が終結したにもかかわらず、二千六百名の将兵が軍の命令で八路軍と戦うために中国の山西省に四年間残留した、こういう問題であります。しかし、政府は、これは軍の命令によつて残留したのではないという立場、これをとつて、この立場からこれらの残留兵士に対して何らの措置も講じてこなかった、これが山西省残留問題であります。

問題の基本はそこでありまふけれども、私がきょう質問したいのは、これもちようど一年前に質問をして、全く明確な答えというのが何ら得られなかったの、改めてきょう質問するわけですが、残留兵士のうち五百五十名の方が現地で亡くなられました。その中の二百六十名に対しては一九七三年に弔慰金や公務扶助料を受け取ることができるよう措置がとられました。ところが、亡くなられた方のうちの二百九十名にはそういう措置はとられなかった。ここから非常に大きな疑問が出てくるんです。

弔慰金などを受け取ることができるようになつた二百六十名の方は軍の命令によつたものだから受けられるようになったのか、そして受けるこ

とができない人は自分の意思で残つたからだということなのか、一体どこに基準があるのか、明確に、本当に明確に答弁をしていただきたいと思ひます。

○説明員(並木進君) 先生のお尋ねの件でございますが、山西軍に参加しまして現地で亡くなられた五百五十名のうち、二百六十名のみに対しては公務扶助料を受け取ることができるよう処理を行った理由ということでございます。この件につきまして御説明申し上げます。

ただいま先生がおっしゃいましたように、山西軍関係の死亡者は約五百五十名ほどでございます。このうち、軍人等の身分を有していた者は三百四十名、それから一般邦人は約二百六十名であると聞いておりますが、これらの数字は部隊関係者の証言をもとにした概数でございます。個々の死亡者を積み上げた数字ではございません。

このうち、二百六十名と言われます一般邦人は、軍人等の身分を有していなかった者でありまして、もともと一般邦人でございますので、この現地除隊の取り消しの対象とはなり得なかつた者でございます。また、軍人等の身分を有していたと思われまふ方につきましても、厚生省が保管いたします軍人それから未帰還者に関するすべての資料についての調査並びに遺族の申請等によりまして、当方で氏名等を把握できた者についてすべて現地除隊の取り消しを行ったところであります。この結果、これまで約二百六十名の方が公務扶助料等を支給されているところでございます。

○説明員(並木進君) 援護法それから恩給法等でございましては、いわゆる国との雇用関係という方については処遇しておるわけでございまして、お気の毒ながら民間の方につきましても何の処遇も受けられないというのが現状でございます。

○藤澤弘君 最後、時間が来ましたので。

これは民間と軍人との間の差だという問題じゃないと思ふんですね。残つた将兵で亡くなられた方が五百五十名、そのうちの二百六十名が受けただけだもあつた何と受けてないという問題であり、全体として二千六百名というのは将兵の問題であつて、これを民間人がどのぐらいたかというふうな議論でもって糊塗することのできない問題。

これは私は、数多くの請願それから陳情書、たくさんの方にお会いいたしました。そして、この問題については、戦後間もないころに一回国会で調査があつたけれどもその後調査がされてないというところで、ぜひ再調査をお願いしたいというのがこの方々の強い要望です。

官房長官に伺いますが、これはまだ未解決な問題だと私は思ひます。再調査をぜひ政府としてやるべきだと私は思ひますが、この点を最後に伺つて私の質問を終わります。

○国務大臣(武村正義君) 今担当者が答弁を申し上げましたように、政府としましては今日まで調査をできる限り行つて今申し上げているような処置をとつておるところでございまして、これ以上重ねて調査をする考えはありません。

ぜひ聴議委員さんに御理解いただきたいのは、今の法律を適用いたしますとどうしてもやっぱり軍人軍属に限らざるを得ない。もちろん、これは法律を改正すればまた別の政治的判断が出てくるわけでございますが、現行法律ではそういうことであるというところはぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○委員長(岡部三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡部三郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

合馬君から発言を求められておりますので、これを許します。合馬敬君。

○合馬敬君 私は、ただいま可決されました恩給法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読します。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 戦地勤務に服した旧日赤看護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する恩給給付金の増額について適切な措置をとること。

一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。



右決議する。  
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(岡部三郎君) ただいま合馬君から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡部三郎君) 全会一致と認めます。よって、合馬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石田総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石田総務庁長官。

○国務大臣(石田幸四郎君) ただいまの附帯決議につきましても、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○委員長(岡部三郎君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡部三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時三十七分散会

二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願  
(第二二二号)

第二二二号 平成六年二月十七日受理

従軍慰安婦などの戦後補償に関する請願

請願者 北海道厚岸郡厚岸町梅香町二ノ三

○北見文字 外二十三名

紹介議員 清水 澄子君

朝鮮人従軍慰安婦問題は、戦後半世紀近くにわた

り、歴史のやみに葬られたまま、放置されてきたが、旧日本軍が慰安所の設置や管理に全面的にかかわっていたことを証明する資料がこれまで防衛庁を始め、国内外から続々と発見されている。一方、市民団体による「二一〇番」や集会でも多数の証言が寄せられ、元従軍慰安婦たちも日本政府を相手に損害賠償を求める裁判を起こすなど、既に韓国では百名余の元慰安婦や勤労挺身隊員が身元を明らかにし、名乗り出ている。こうした状況の変化の中で、当時、官澤首相が韓国を訪問し、公式謝罪をしたが、補償についての具体的措置には触れることなく、「日韓基本条約で解決済み」の態度を変えなかった。日本政府のこのような対応に韓国挺身隊問題対策協議会は、日本の戦争責任と戦後補償を実現するため国連人権委員会に代表を送り、国際世論に訴えることを明らかにした。この問題に対する謝罪と補償は、朝鮮民主主義人民共和国に対しても当然なされるべきであり、日朝国交正常化交渉にも反映されなければならない。従軍慰安婦問題は日本国家の犯罪であり、したがって、国家並びに日本国民がその責任を果たすのは当然である。ついで、朝鮮民族に対する植民地支配の歴史を真摯(しんしん)に反省し、速やかにその道義的責任を果たすよう、次の事項について実現を図られたい。

一、国会内に従軍慰安婦問題特別調査委員会を早急に設け、徹底調査しその資料を公開すること。

二、犠牲者及び遺族に対して謝罪と補償を早期に行う決議をすること。

三、従軍慰安婦問題を始め、過去の過ちを再び繰り返さないために、強制連行などの史跡の保存を進め、歴史教育の中に、この事実を反映させること。

四、従軍慰安婦だけでなく、軍人、軍属、被爆者、サハリン残留者など、強制連行を含む植民地支配のすべての犠牲者に対して、真摯な謝罪と補償を行うための立法措置を早急に講ずること。

と。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願(第二八〇号)

一、元日赤看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(第二八一号)

第二八〇号 平成六年二月二十八日受理

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願

請願者 埼玉県狭山市上奥富一四九ノ六  
白井津由子 外七十六名

紹介議員 寺澤 芳男君

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対し、兵に準じて次の措置を採られたい。

一、外地勤務年数不足のため、慰勞給付金を受給できない会員が多いため、これらの者に対しても兵と同様の措置を講ずること。

二、受給者に対し増額措置は実現したもの、上げ幅が少なく、会員たちの高齢化に伴い引き続き配慮すること。

理由

かつての戦時下において、軍人と同様に戦地等に派遣され、旧陸海軍の戦時衛生勤務に従事した私たち元従軍看護婦に対して、昭和五十四年度より元日赤従軍看護婦に、そして昭和五十六年度より元陸海軍従軍看護婦に慰勞給付金の措置が実現した。しかしながら、恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して兵に準ずる処遇を各党の申合せで決められた趣旨に反して、受給対象者の外地勤務年数計算は兵と同じであるが、軍人恩給は毎年増額されているにもかかわらず、受給会員の七十％は兵の四分の一弱の金額を受給している現状である。さらに戦地加算十二年に満たない者については、現在何の恩典にも浴していない。これに対し、兵の恩給資格者については書状及び記念品が贈呈されていることであるので、慰勞給付

金未受給者に対しても兵と同様の措置がなされるよう求める。

第二八一号 平成六年二月二十八日受理

元日赤看護婦に対する慰勞給付金に関する請願

請願者 東京都練馬区北町六ノ六二〇四  
石井タケ 外九名

紹介議員 寺澤 芳男君

かつての戦時下又は戦地等に勤務した元日赤看護婦に対し、兵の恩給に準じて次の措置を採られたい。

一、現在、兵の恩給との間に著しい格差があるのに、兵に準じて慰勞給付金を増額すること。

二、十二年未満(戦地加算年数を含む)の者は全く除外されている。兵の恩給資格者については、平成元年度から様々検討されていると聞くが、私たち十二年未満の全員に対しても相応の措置がなされるようにすること。

三、現在、台湾、朝鮮に勤務した期間が除外されているので、これらを戦地扱いにすること。

理由

私たちは、戦時中看護婦として召集を受け、軍の命令により外地の陸・海軍病院等に配属され、戦時衛生勤務に服し、戦傷病者の救護に従事中に戦となり、外地に長期抑留の身となった。しかしながら、慰勞給付金の支給については、恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して兵に準ずる処遇を各党の申合せで決められたが、いまだ多くの問題を残している。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一

部を次のように改正する。

第六十五条第二項及び第七十五条第二項中「二万二千円」を「二万四千円」に改める。

別表第二号表中「五、三五六、〇〇〇円」を「五、四五四、〇〇〇円」に、「四、四六三、〇〇〇円」を「四、五四五、〇〇〇円」に、「三、六七六、〇〇〇円」を「三、七四三、〇〇〇円」に、「二、九〇八、〇〇〇円」を「二、九六一、〇〇〇円」に、「二、三五四、〇〇〇円」を「二、三九七、〇〇〇円」に、「一、九〇二、〇〇〇円」を「一、九三七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「五、六九八、〇〇〇円」を「五、八〇二、〇〇〇円」に、「四、七二六、〇〇〇円」を「四、八二〇、〇〇〇円」に、「四、〇五五、〇〇〇円」を「四、一二九、〇〇〇円」に、「三、三三三、〇〇〇円」を「三、三九二、〇〇〇円」に、「二、六七一、〇〇〇円」を「二、七二〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「五、〇二九、五〇〇円」を「五、一一一、五〇〇円」に、「四、六四六、一〇〇円」を「四、七三一、一〇〇円」に、「四、四五二、六〇〇円」を「四、五三四、一〇〇円」に、「四、二九九、三〇〇円」を「四、三七八、〇〇〇円」に、「三、〇三三、四〇〇円」を「三、〇八八、九〇〇円」に、「二、八九二、七〇〇円」を「二、九四五、六〇〇円」に、「二、六〇八、五〇〇円」を「二、六五六、二〇〇円」に、「二、一三一、六〇〇円」を「二、一七〇、六〇〇円」に、「二、〇五〇、六〇〇円」を「二、〇八八、一〇〇円」に、「一、九一七、二〇〇円」を「一、九五二、三〇〇円」に、「一、八六四、二〇〇円」を「一、八九八、三〇〇円」に、「一、八〇九、八〇〇円」を「一、八四二、九〇〇円」に、「一、五九三、八〇〇円」を「一、六二三、〇〇〇円」に、「一、四一三、八〇〇円」を「一、四三九、七〇〇円」に、「一、三六四、一〇〇円」を「一、三八九、一〇〇円」に、「一、三二九、三〇〇円」を「一、三五三、六〇〇円」に、「二、二九八、四〇〇円」を「二、三三二、二〇〇円」に、「一、二六七、六〇〇円」を「一、二九〇、八〇〇円」に、「一、二四〇、六〇〇円」を「一、二六七、六〇〇円」に、「一、二二八、三〇〇円」を「一、二四〇、六〇〇円」に、「一、六九七、〇〇〇円」を「一、七二八、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「五、〇二九、五〇〇円」を「五、一一一、五〇〇円」に、「四、六四六、一〇〇円」を「四、七三一、一〇〇円」に、「四、四五二、六〇〇円」を「四、五三四、一〇〇円」に、「四、二九九、三〇〇円」を「四、三七八、〇〇〇円」に、「三、〇三三、四〇〇円」を「三、〇八八、九〇〇円」に、「二、八九二、七〇〇円」を「二、九四五、六〇〇円」に、「二、六〇八、五〇〇円」を「二、六五六、二〇〇円」に、「二、一三一、六〇〇円」を「二、一七〇、六〇〇円」に、「二、〇五〇、六〇〇円」を「二、〇八八、一〇〇円」に、「一、九一七、二〇〇円」を「一、九五二、三〇〇円」に、「一、八六四、二〇〇円」を「一、八九八、三〇〇円」に、「一、八〇九、八〇〇円」を「一、八四二、九〇〇円」に、「一、五九三、八〇〇円」を「一、六二三、〇〇〇円」に、「一、四一三、八〇〇円」を「一、四三九、七〇〇円」に、「一、三六四、一〇〇円」を「一、三八九、一〇〇円」に、「一、三二九、三〇〇円」を「一、三五三、六〇〇円」に、「二、二九八、四〇〇円」を「二、三三二、二〇〇円」に、「一、二六七、六〇〇円」を「一、二九〇、八〇〇円」に、「一、二四〇、六〇〇円」を「一、二六七、六〇〇円」に、「一、二二八、三〇〇円」を「一、二四〇、六〇〇円」に、「一、六九七、〇〇〇円」を「一、七二八、〇〇〇円」に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）  
第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第二十七条ただし書中「百六十九万七千円」を「百七十二万八千円」に、「百三十二万七千円」を「百三十四万四千円」に改める。  
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一（附則第十三条関係）

| 階級       | 仮定俸給年額     |
|----------|------------|
| 大將       | 七、四〇七、〇〇〇円 |
| 中將       | 六、六〇一、三〇〇円 |
| 少將       | 五、二四四、二〇〇円 |
| 大佐       | 四、五三四、一〇〇円 |
| 中佐       | 四、三三八、六〇〇円 |
| 少佐       | 三、三九〇、五〇〇円 |
| 大尉       | 二、八七一、一〇〇円 |
| 中尉       | 二、二八〇、二〇〇円 |
| 少尉       | 一、九五二、三〇〇円 |
| 准士官      | 一、七九九、九〇〇円 |
| 曹長又は上等兵曹 | 一、四八三、五〇〇円 |
| 軍曹又は一等兵曹 | 一、三八九、一〇〇円 |
| 伍長又は二等兵曹 | 一、三五三、六〇〇円 |
| 兵        | 一、二四〇、六〇〇円 |

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、七三四、〇〇〇円」を「一、七六六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、五七七、〇〇〇円」を「一、六〇六、〇〇〇円」に、「一、二六六、〇〇〇円」を「二、二八九、〇〇〇円」に、「一、〇一八、〇〇〇円」を「一、〇三七、〇〇〇円」に、「九〇〇、〇〇〇円」を「九一六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

| 仮定俸給年額     | 金          | 額 |
|------------|------------|---|
| 七、四〇七、〇〇〇円 | 七、二二八、五〇〇円 |   |
| 六、六〇一、三〇〇円 | 六、四八二、一〇〇円 |   |
| 五、二四四、二〇〇円 | 五、一二一、五〇〇円 |   |
| 四、五三四、一〇〇円 | 四、三七八、〇〇〇円 |   |
| 四、三三八、六〇〇円 | 四、一三七、八〇〇円 |   |
| 三、三九〇、五〇〇円 | 三、二七一、一〇〇円 |   |



附則別表第六の二(附則第十三条関係)

| 仮定俸給年額     | 金          |
|------------|------------|
| 二、八七一、一〇〇円 | 二、六五六、二〇〇円 |
| 二、二八〇、二〇〇円 | 二、〇八八、一〇〇円 |
| 一、九五二、三〇〇円 | 一、八四二、九〇〇円 |
| 一、七九九、九〇〇円 | 一、六二三、〇〇〇円 |
| 一、四八三、五〇〇円 | 一、三五三、六〇〇円 |
| 一、三八九、一〇〇円 | 一、二九〇、八〇〇円 |
| 一、三五三、六〇〇円 | 一、二四〇、六〇〇円 |
| 一、二四〇、六〇〇円 | 一、〇九二、九〇〇円 |

附則別表第七(附則第十三条関係)

| 仮定俸給年額     | 金          |
|------------|------------|
| 七、四〇七、〇〇〇円 | 七、九六二、五〇〇円 |
| 六、六〇一、三〇〇円 | 七、一〇二、六〇〇円 |
| 五、二四四、二〇〇円 | 六、〇一〇、五〇〇円 |
| 四、五三四、一〇〇円 | 五、二四四、二〇〇円 |
| 四、三三八、六〇〇円 | 四、九二六、九〇〇円 |
| 三、三九〇、五〇〇円 | 三、九三二、六〇〇円 |
| 二、八七一、一〇〇円 | 三、二七一、一〇〇円 |
| 二、二八〇、二〇〇円 | 二、六〇六、四〇〇円 |
| 一、九五二、三〇〇円 | 二、二八〇、二〇〇円 |
| 一、七九九、九〇〇円 | 二、〇五九、三〇〇円 |
| 一、四八三、五〇〇円 | 一、六七七、一〇〇円 |
| 一、三八九、一〇〇円 | 一、五七三、五〇〇円 |
| 一、三五三、六〇〇円 | 一、五二四、一〇〇円 |
| 一、二四〇、六〇〇円 | 一、三八九、一〇〇円 |

附則別表第八(附則第十三条関係)

| 仮定俸給年額     | 金          |
|------------|------------|
| 二、八七一、一〇〇円 | 三、〇八八、九〇〇円 |
| 二、二八〇、二〇〇円 | 二、四六三、四〇〇円 |

附則別表第九(附則第十三条関係)

| 仮定俸給年額     | 金          |
|------------|------------|
| 一、九五二、三〇〇円 | 二、一七〇、六〇〇円 |
| 一、七九九、九〇〇円 | 一、九五二、三〇〇円 |
| 二、八七一、一〇〇円 | 三、五六〇、〇〇〇円 |
| 二、二八〇、二〇〇円 | 二、七九九、九〇〇円 |
| 一、九五二、三〇〇円 | 二、五二二、四〇〇円 |
| 一、七九九、九〇〇円 | 二、二八〇、二〇〇円 |

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項ただし書中「百三十二万円」を「百三十四万四千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成五年四月分」を「平成六年四月分」に改め、同項の表中「一、〇六〇、〇〇〇円」を「一、〇七九、四〇〇円」に、「七九五、〇〇〇円」を「八〇九、六〇〇円」に、「六三六、〇〇〇円」を「六四七、六〇〇円」に、「五三〇、〇〇〇円」を「五三九、七〇〇円」に、「一、〇五四、八〇〇円」を「一、〇七四、一〇〇円」に、「七九一、一〇〇円」を「八〇五、六〇〇円」に、「六三三、九〇〇円」を「六四四、五〇〇円」に、「五二七、四〇〇円」を「五三七、一〇〇円」に、「七四一、二〇〇円」を「七五四、八〇〇円」に、「五五五、九〇〇円」を「五六六、一〇〇円」に、「四四四、七〇〇円」を「四五二、九〇〇円」に、「三三〇、六〇〇円」を「三七七、四〇〇円」に改める。

円に、「七三七、六〇〇円」を「七五一、一〇〇円」に、「五五三、二〇〇円」を「五六三、三〇〇円」に、「四四二、六〇〇円」を「四五〇、七〇〇円」に、「三三八、八〇〇円」を「三七五、六〇〇円」に改め、同条第四項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第二項の表中「四、〇八三、一〇〇円」を「四、一五七、八〇〇円」に、「三、四〇五、六〇〇円」を「三、四六七、九〇〇円」に、「二、八一四、六〇〇円」を「二、八六六、一〇〇円」に、「二、二二一、〇〇〇円」を「二、二七一、八〇〇円」に、「一、八一四、四〇〇円」を「一、八四七、六〇〇円」に、「一、四七〇、二〇〇円」を「一、四九七、一〇〇円」に、「一、三三六、五〇〇円」を「一、三六一、〇〇〇円」に、「二、二六、五〇〇円」を「一、二三八、八〇〇円」に、「九七八、〇〇〇円」を「九九五、九〇〇円」に、「七九〇、三〇〇円」を「八〇四、八〇〇円」に、「六九五、二〇〇円」を「七〇七、九〇〇円」に改め、同条第三項中「一万二千円」を「二万四千円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「二十四万八千二百円」を「二十六万八千八百円」に改め、同項第二号及び第三号中「十四万八千八百円」を「十四万九千六百円」に改め、同条第二項中「十二万九千六百円」を「十二万九千九百円」に改める。

附則第十五条第二項中「三十七万六千六百円」を「三十七万七千四百円」に、「二十七万八千円」を「二十八万三千三百円」に改め、同条第四項中「七万五千二百五十円」を「八万三千三百五十円」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(文官等に給する普通恩給等の年額の改定)  
第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。附則第十條第一項に規定する旧軍人(附則第十二条において「旧軍人」という。)を除く。若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧軍人(附則第十二条において「旧軍人」という。))を除く。))に給する普通恩給又はこれらに準ずる者の遺族に給する扶助料については、平成六年四月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則その他恩給に関する法令を含む。附則第十二条において同じ。))の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)  
第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。))については、平成六年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

定による加給の年額を除く。))を、改正後の同条第一項に規定する年額に改定する。

第四条 平成六年三月三十一日以前に給付事由の生じた傷病恩給の金額については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、平成六年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。))を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、平成六年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。))を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、平成六年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号。次条において「法律第八十一号」という。))附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。))を、改正後の同条第二項に規定する年額に改定する。

第八条 扶養家族が三人以上ある場合における扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成六年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項(改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する場合を含む。))又は改正後の法律第八十一号附則第十三條第三項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(扶助料等に関する経過措置)  
第九条 扶養遺族が三人以上ある場合における扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成六年四月分以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第十条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五

十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。))附則第十四條第二項又は第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成六年四月分以降、その加算の年額を、それぞれ改正後のこれらの規定に規定する年額に改定する。

2 平成六年四月分から同年九月分までの扶助料の年額に係る加算に関する改正後の法律第五十一号附則第十四條第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項中「二十六万八千八百円」とあるのは「二十五万三千三百円」と、「十四万九千六百円」とあるのは「十四万三千六百円」とし、同条第二項中「十二万九千九百円」とあるのは「十二万三千九百円」とする。

第十一條 傷病者遺族特別年金については、平成六年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 平成六年四月分から同年九月分までの傷病者遺族特別年金の年額に係る加算に関する改正後の法律第五十一号附則第十五條第四項の規定の適用については、同項中「八万三千三百五十円」とあるのは、「七万七千五百五十円」とする。

(旧軍人等に給する普通恩給等の年額の改定)  
第十二條 旧軍人若しくは旧軍人に給する普通恩給又はこれらに準ずる者の遺族に給する扶助料については、平成六年四月分以降、これらの年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については

は当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあっては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額(五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)に改定する。

(職権改定)  
第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)  
第十四條 平成六年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二條又は第十二條の規定による改定を行わなかった場合におけることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表(附則第二條関係)

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額 |  | 仮定俸給年額     |  |
|----------------------|--|------------|--|
| 一、〇七三、三〇〇円           |  | 一、〇九二、九〇〇円 |  |
| 一、一二〇、八〇〇円           |  | 一、一四一、三〇〇円 |  |
| 一、一六九、八〇〇円           |  | 一、一九一、二〇〇円 |  |
| 一、二一八、三〇〇円           |  | 一、二四〇、六〇〇円 |  |

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 一、二六七、六〇〇円 | 一、二九〇、八〇〇円 | 三、二二一、三〇〇円 | 三、二七一、一〇〇円 |
| 一、二九八、四〇〇円 | 一、三三二、二〇〇円 | 三、三二九、六〇〇円 | 三、三九〇、五〇〇円 |
| 一、三二九、三〇〇円 | 一、三三三、六〇〇円 | 三、四九六、〇〇〇円 | 三、五六〇、〇〇〇円 |
| 一、三六四、一〇〇円 | 一、三八九、一〇〇円 | 三、六六〇、八〇〇円 | 三、七二七、八〇〇円 |
| 一、四一三、八〇〇円 | 一、四三九、七〇〇円 | 三、七六二、六〇〇円 | 三、八三一、五〇〇円 |
| 一、四五六、八〇〇円 | 一、四八三、五〇〇円 | 三、八六一、九〇〇円 | 三、九三二、六〇〇円 |
| 一、四九六、七〇〇円 | 一、五二四、一〇〇円 | 四、〇六三、四〇〇円 | 四、一三七、八〇〇円 |
| 一、五四五、二〇〇円 | 一、五七三、五〇〇円 | 四、二六〇、六〇〇円 | 四、三三八、六〇〇円 |
| 一、五九三、八〇〇円 | 一、六二三、〇〇〇円 | 四、二九九、三〇〇円 | 四、三七八、〇〇〇円 |
| 一、六四七、〇〇〇円 | 一、六七七、一〇〇円 | 四、四五一、六〇〇円 | 四、五三四、一〇〇円 |
| 一、七〇〇、七〇〇円 | 一、七三一、八〇〇円 | 四、六四六、一〇〇円 | 四、七三一、一〇〇円 |
| 一、七六七、六〇〇円 | 一、七九九、九〇〇円 | 四、八三八、四〇〇円 | 四、九二六、九〇〇円 |
| 一、八〇九、八〇〇円 | 一、八四二、九〇〇円 | 五、〇二九、五〇〇円 | 五、一二一、五〇〇円 |
| 一、八六四、二〇〇円 | 一、八九八、三〇〇円 | 五、一五〇、〇〇〇円 | 五、二四四、二〇〇円 |
| 一、九一七、二〇〇円 | 一、九五二、三〇〇円 | 五、二七八、五〇〇円 | 五、三七五、一〇〇円 |
| 二、〇二二、三〇〇円 | 二、〇五九、三〇〇円 | 五、五二六、一〇〇円 | 五、六二七、二〇〇円 |
| 二、〇五〇、六〇〇円 | 二、〇八八、一〇〇円 | 五、七七六、四〇〇円 | 五、八八二、一〇〇円 |
| 二、一三一、六〇〇円 | 二、一七〇、六〇〇円 | 五、九〇二、五〇〇円 | 六、〇一〇、五〇〇円 |
| 二、二三九、二〇〇円 | 二、二八〇、二〇〇円 | 六、〇二二、一〇〇円 | 六、一三三、三〇〇円 |
| 二、三五八、二〇〇円 | 二、四〇一、四〇〇円 | 六、二五九、七〇〇円 | 六、三七四、三〇〇円 |
| 二、四一九、一〇〇円 | 二、四六三、四〇〇円 | 六、三六五、六〇〇円 | 六、四八二、一〇〇円 |
| 二、四七七、一〇〇円 | 二、五二二、四〇〇円 | 六、四八二、七〇〇円 | 六、六〇一、三〇〇円 |
| 二、五五九、六〇〇円 | 二、六〇六、四〇〇円 | 六、六八九、八〇〇円 | 六、八二二、二〇〇円 |
| 二、六〇八、五〇〇円 | 二、六五六、二〇〇円 | 六、八九九、〇〇〇円 | 七、〇二五、三〇〇円 |
| 二、七四九、六〇〇円 | 二、七九九、九〇〇円 | 六、九三八、〇〇〇円 | 七、〇六五、〇〇〇円 |
| 二、八一九、五〇〇円 | 二、八七一、一〇〇円 | 六、九七五、〇〇〇円 | 七、一〇二、六〇〇円 |
| 二、八九二、七〇〇円 | 二、九四五、六〇〇円 | 七、〇一二、〇〇〇円 | 七、一四〇、三〇〇円 |
| 三、〇三三、四〇〇円 | 三、〇八八、九〇〇円 | 七、〇九八、六〇〇円 | 七、二二八、五〇〇円 |
| 三、一七五、三〇〇円 | 三、一三三、四〇〇円 | 七、二七三、九〇〇円 | 七、四〇七、〇〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 七、四四九、一〇〇円 | 七、五八五、四〇〇円 |
| 七、五三五、七〇〇円 | 七、六七三、六〇〇円 |
| 七、六二四、五〇〇円 | 七、七六四、〇〇〇円 |

恩給年額の計算の基礎となっている俸給年額が一、〇七三、三〇〇円未満の場合又は七、六二四、五〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇一八三を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。